

<職務発明制度に関する意見>

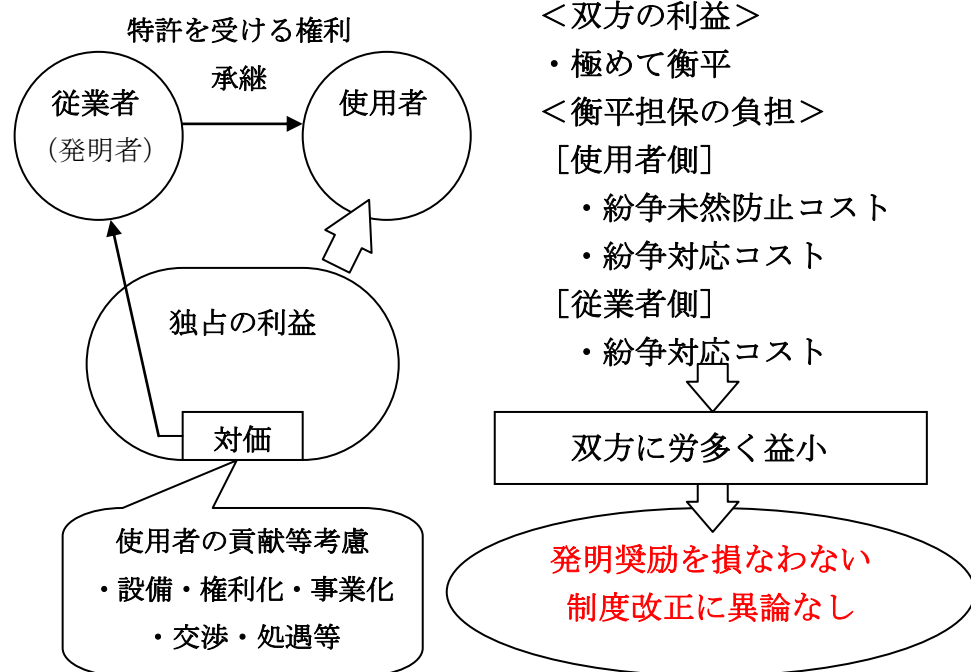
<概要>

1. 発明者：自然人たる従業者
2. 特許を受ける権利：使用者帰属（従業者の対価請求権無し）
3. 発明報奨：法的に担保
4. 報奨の詳細：自由裁量、ガイドライン

<対象>

- ・中小・ベンチャーを含む企業、一般的雇用契約による従業者
- ・大学発明、スーパー発明者、フリーランス等は別途検討要

<改正要否検討>



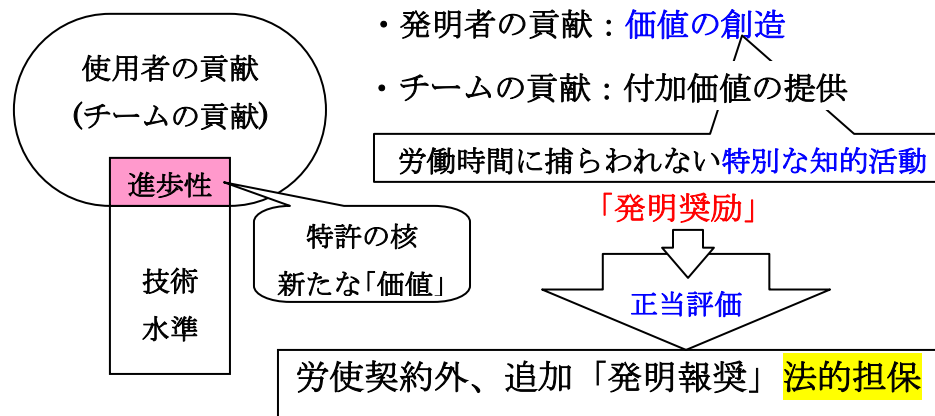
<発明者>

発明は自然法則を利用した技術的思想の創作という事実行為
 →発明を生み出す発明者たるものは**自然人**にのみ認めるべき。

<特許を受ける権利の帰属>

- ・産業界の要望
- ・現行制度の実態（予約承継）
- ・現行制度に起因する無駄コスト削減への実効性
 →**使用者帰属**は認容可能

<発明報奨>



<報奨の詳細>

- ・多彩なレパートリー
 - ・企業の競争原理
 - ・研究者の意識(*1)
 - ・一律最適の困難性
-
- ・報奨規定整備された企業は**自由裁量**
 - ・未整備企業のため
ガイドライン公表、**ADR機関**設置

(*1) 平成26年3月24日第1回特許制度小委員会資料4（アンケート）参照